

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 または 件名	定期健康診断の部 外委託	岐基LPS-M4-26-1	
		承認年月日	令和5年3月 1日
		作成年月日	令和5年2月28日
		改正年月日	令和6年2月29日
			令和 年 月 日
作成部隊名	第2補給処業務部衛生課		
<p>1 適用範囲</p> <p>この仕様書は、航空自衛隊岐阜基地医務室が依頼する定期健康診断の部外委託（以下「役務」という。）について規定する。</p> <p>2 役務に関する要求</p> <p>a) 定期健康診断を実施する。（細部項目は、調達要領指定書のとおり）</p> <p>b) 履行場所は、航空自衛隊岐阜基地及び契約相手方施設とする。</p> <p>c) 役務実施日は、契約相手方担当者との調整によるものとする。</p> <p>d) 本役務を行うために必要な器材、医薬品及び消耗品は、円滑に実施するに足る数量を契約相手方が準備し、使用する。</p> <p>e) 本役務は、契約相手方の検診車及び官側担当者の指定する場所において実施する。</p> <p>f) 検査結果は、個人用として作成し、検査終了後3週間以内に官側担当者へ送付する。</p> <p>g) 契約相手方は個人用とは別に官側が別に示す検査結果データ（csvファイル）及び書面による結果通知を作成し、官側担当者に送付する。</p> <p>3 監督・検査</p> <p>a) 監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領に基づき実施する。</p> <p>b) 契約相手方は、本役務の履行において監督官による監督を受け、作業完了後に検査官による検査を受けるものとする。</p> <p>c) 契約相手方は、検査の結果、不合格の場合は、遅延無く修正作業を行い、再検査を受けるものとする。</p> <p>4 その他の指示</p> <p>a) 検査方法、結果判定基準、健康診断結果作成方法等本業務実施に係る詳細事項において意思疎通を図るため、官側担当者と契約相手側担当者による事前打ち合わせを行うこと。</p> <p>b) 契約相手方は、適宜の実施計画書（実施体制、実施会場の使用方法、検診車や検査器材の搬入方法、検査及び測定の順序等を記載する。）を作成し、事前に官側に提出してその承認を受けること。</p>			

- c) 契約相手方は役務履行に必要な人員を1時間当たり30名程度受検可能な人員を派遣し適正に配置すること。なお、受検者数が1日あたり150名を超える場合があることを考慮すること。
- d) 役務履行に伴い発生する廃棄物は適正な手続きにより、契約相手方が責任を持って処分し、その費用は契約相手方の負担とする。
- e) 契約相手方は役務履行場所の現場責任者を選任し、役務履行中の安全衛生管理に留意し、事故が起こらないよう十分注意した上、実施に関する現場の指揮監督等業務全般の責任を追うこと。
- f) 役務履行場所の設営は契約相手方が実施することし、実施日は官側担当者と契約相手方担当者との調整による。
- g) 健康診断実施時間中は、契約相手方において受付責任者及び案内係を配置し、受診者への案内、誘導等を行うこと。
- h) 検査に起因し、体調不良を訴える等の不測の事態が発生した場合は、速やかに対処し、官側に報告すること。
- i) 検査結果判明後、緊急に精密検査又は治療を必要とする異常所見が認められた受診者があった場合は、適宜の報告書及び当該異常所見に係る受検者の健康診断結果資料により速やかに官側担当者に報告すること。

## 5 個人情報の取り扱い

- a) 契約相手方側は、管理者の注意を持って役務を行うものとする。
- b) 契約相手方側は、個人情報の漏えい等防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- c) 契約相手方側は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- d) 契約相手方側は、役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ書面により契約担当官の承認を受けなければならない。
- e) 契約相手側は、役務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。
- f) 契約相手方側は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。また、官側は、特に必要と認めた場合は、契約相手側に対し、個人情報の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に契約相手側の施設等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

## 6 その他の事項

### 6. 1 基地内共通事項

契約相手方は、岐阜基地において法令及び岐阜基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官（以下「監督官等」という。）の指示に従わなければならない。

- a) 契約相手方は、役務履行の現場において岐阜基地の電力及び給水を使用する必要がある場合、契約担当官と調整するものとする。

- b) 契約相手方は、岐阜基地内において役務履行に必要な場所以外への立ち入りは行わない他、細部は監督官等の指示に従うものとする。
- c) 契約相手方は、岐阜基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- d) 契約相手方は、岐阜基地内における写真撮影について役務契約に必要な場合及び内容のみとし、監督官等の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては、監督官等へ提出後、完全に消去し、保持しないものとする。
- e) 契約相手方は、役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後該当データを保持しないものとする。

#### 6. 2 その他

- a) この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、監督官の所掌する事項については監督官と、その他の契約に関する事項の疑義については監督官を通じ契約担当官と協議するものとする。
- b) 作業に当たっては、ほかの物品や施設に損害を与えないように行い、万一損害を与えた場合は契約相手方の責により回復するものとする。
- c) 許可なく本仕様書の複製、関係者以外への貸出を厳禁とし、契約履行後、速やかに契約担当官に返還するものとする。
- d) 役務に関し事故等が発生した場合は、契約相手側が速やかにその内容を官側に報告する。
- e) 官側は、契約相手側が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

調達要領指定書	調達要求番号	衛役単-1
	調達要求年月日	令和6年4月4日
	作成部課	第2補給処業務部衛生課
	作成年月日	令和6年2月20日
品名または件名	定期健康診断の部外委託	
仕様書番号	岐基LPS-M4-26-1	

### 1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊岐阜基地医務室が依頼する定期健康診断の部外委託（以下「役務」という。）について規定する。

### 2 件名及び実施項目

番号	件名	実施項目	件	予定数量
1	身体計測	身長・体重・BMI測定	件	1,950
2	腹囲	腹囲測定	件	1,950
3	尿検査	蛋白、糖、潜血	件	1,950
4	胸部X線	デジタル撮影（検診車含む。）	件	1,950
5	視力	視力測定（自衛官のみ）	件	1,960
6	歯科	口腔及び歯牙の生理学的検査	件	1,560
7	問診		件	1,510
8	心電図	1 2誘導検査	件	1,480
9	血液検査	血算検査（白血球数、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット、血小板） 生化学検査（TG、LDL、HDL、UA、BUN、CRE、GLU、AST、ALT、 $\gamma$ -GTP）	件	1,480
10	血圧測定		件	1,480
11	胃部X線検査	食道撮影含む8枚以上デジタル撮影（検診車含む。）	件	450

### 3 判定

- a) 胸部X線、胃部X線検査の読影の判定、問診、心電図及び血液検査の判定は契約相手方の医師が行うこと。
- b) 胃部X線検査の読影の判定は、契約相手方の医師2名以上で行うこと。
- c) 口腔及び歯牙の生理学的検査は航空自衛官等身体歴取扱規則に従って実施する。

### 4 その他

胸部X線画像データについては、官側が示す情報を付したうえで官側へ提出する。